

介護支援専門員法定研修費助成 Q&A

	質問	回答
1	どのような制度か？	介護支援専門員、主任介護支援専門員の資格更新および、介護支援専門員の新規資格取得時の法定研修費用を補助します。 研修の種類、都補助申請有無により事業所への補助する場合と個人へ補助する場合があります。
2	対象者や助成額は？	※いずれの場合も研修受講者が区内事業所で介護支援専門員として6か月以上継続就労していることが要件となります。(6か月就労要件) 事業所が令和6年度の都補助を受けている場合、事業所に対して受講料の1/4相当を補助します。(新規の場合、手数料相当分15,000円追加) 事業所が令和6年度の都補助を受けていない場合、 <u>新規</u> の研修を受けた個人に対して上限60,000円を補助します。
3	令和5年度以前に受けた研修は助成対象か？	対象になりません。
4	令和6年度に更新の研修を受けたが、都補助を申請していない場合、個人として補助の対象となるか？	都補助を申請していない令和6年度の <u>更新研修</u> の補助は令和6年度中に募集していたため、対象となりません。
5	令和7年度において助成対象となる研修は何ですか？	今年度は令和6年度に実施された研修を対象としています。

6	令和7年度に受けた研修は助成対象か？	令和7年度に受講した研修は令和8年度に助成の対象となる予定です。 ※受講終了後、東京都の研修費助成の決定が年度末になるため、実質的に年度内で当該年度の研修費助成を区に請求することが困難なため。
7	主任介護支援専門員研修（新規で主任の資格を取るための研修）は、なぜ対象ではないのか？	東京都の研修費助成制度が令和6年度の後半に始まりましたが、制度開始の時期が遅かったため、区ではその内容を踏まえたうえでの令和7年度予算の検討ができませんでした。 令和8年度はこの研修も助成対象に含めるよう検討します。
8	介護支援専門員更新研修(54時間・実務未経験者)や介護保険専門員再研修(54時間)は都補助の対象となっているが、区補助の対象とはならないのか？	区内事業所等で実際に介護支援専門員として6か月以上従事した方を対象としています。そのため、現在就労していない方を対象とした研修については、助成の対象外となります。 ※介護保険専門員再研修…介護支援専門員証の有効期間が切れた方や、登録後5年以上実務経験がない方が、再びケアマネジャーとして働くために必要な知識や技能を習得する研修。
9	東京都の助成は事業所で済んでおり、区で請求する時点では退職して事業所に属していないが、個人で請求はできるか？	できます。所属していた事業所から請求してください。 （補足）個人負担があるから個人での請求を希望している場合を想定。事業所へ個人が請求してもらい、事業所がその分を請求の形をとってください。
10	令和6年度に研修を受講しているが、令和7年度のうちには6か月就労要件を満たさない場合、令和8年度に個人で申請はできるか？	令和8年度の補助制度は現時点では決まっていません。原則として前年度の受講に対する補助であるため、対象外となる可能性が高いです。
11	所属している事業所が都補助を受けてない場合、必要な申請書はどれになりますか？	第2号様式の「個人用」をご利用ください。

12	所属している事業所が都補助を受けておらず、かつ受講料全額を事業所が負担した場合、申請はできますか？	申請はできません。
13	介護支援専門員の登録地が東京都以外であるが、練馬区の事業所で勤務をしている場合、受講料補助の対象となるか？	区内の補助対象事業所で勤務している場合は、介護支援専門員の登録地が東京都以外であっても受講料補助の対象となります。
14	練馬区外に住んでおり、練馬区の事業所で勤務をしている場合、受講料補助の対象となるか？	対象となります。受講料補助対象者の居住地は問いません。
15	他道府県が実施している法定研修を受講した（受講予定）場合、受講料補助の対象となりますか？	他道府県が実施している法定研修であっても受講料補助の対象となります。他都道府県が定めた受講料に対して助成します。
16	地域包括支援センターで介護支援専門員以外の配置であるが、ケアプランを作成している場合は受講料補助の対象となりますか？	介護支援専門員以外の配置であっても、介護支援専門員資格を活用した業務（ケアプラン作成）に従事している場合に該当するので、対象となります。なお、介護保険サービス業務（例：介護職員）など、介護支援専門員業務以外に従事している場合は対象外となります。
17	現在、練馬区職員（非常勤職員を含む）として、介護支援専門員の資格を活用した業務に従事しているが、受講料補助の対象となりますか？	区内事業所で介護支援専門員として6か月以上継続就労している場合(6か月就労要件)に該当しないため、受講料補助の対象となりません。
18	交付申請の対象職員が複数の事業所で勤務をしていた場合、補助金申請をする事業所はどこになりますか？	都補助を申請した事業所から補助金の申請を行ってください。
19	振込先口座の口座名義に決まりはありますか？	事業所等用の場合は代表者氏名、個人用の場合は氏名と口座名義人が異なるとき、委任状の作成等、別途対応が必要になります。

20	教育訓練給付金とはなんですか？ ※事業所等用の別紙 1 の項目Aについて。	厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その費用の一部を国が助成するもの。詳細はお住まいを管轄するハローワークに問い合わせてください。 なお、練馬区の法定研修費助成金と併給可能です。
----	---	--